

# CycloDockおのみち【レンタサイクル】利用規約

本規約は、CycloDockおのみち(以下「運営者」といいます。)が管理・運営する本施設のレンタサイクルについて定めるものです。ご利用際には、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守してください。また、運営者は、本規約の他にも必要に応じて規定また規則を定めることがあり、これらについても順守をお願いします。なお、運営者は、本規約および規程等を予告なく適宜変更することができ、変更したときは、運営者が適当と認める方法にて利用希望者および利用者に通知するものとします。なお、本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

## ■利用資格

レンタサイクルは、以下の項目に適合する利用者のみ、利用することができます。

1. 本施設の本規約およびその他の交通規則等を守ることができ、本施設からの連絡が可能な連絡手段の確保ができる方。
2. 酒気を帯びていない方。
3. 18歳未満の場合、貸出期間中、親権者または18歳以上の方(以下「保護者」といいます)が同伴できる方。  
同伴できない場合は、保護者の同意が本施設で確認できる方。保護者は本規約に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。
4. その他、本施設が利用に適すと判断した方。

## ■施設利用時間

レンタサイクルの利用時間は、9:00～18:00です。

## ■問い合わせ・申し込み先

CycloDockおのみち 所在地：尾道市久保2-13-7 TEL：080-4298-1884 MAIL：shop@cyclodock.jp

## ■利用料金

1日4,000円 2日8,000円 以降1日毎に3,000円

1. 利用時間内には受付・状態確認等の時間も含まれます。
2. 利用時間内に追加料金が発生した場合は、返却時にお支払いください。
3. 利用料金については、消費税の改定等により変更する場合があります。

## ■予約方法

1. 利用者は、本施設へ電話・メールまたはHPから事前予約を行うことができます。
2. 予約の際は、使用者の指名、住所、電話番号、貸出希望日をお伝えください。
3. 貸し出し状況によってはご希望のモデルを貸出しできない場合があります。
4. 予約なしでも、当日の貸出しは可能です。ただし、事前予約の利用者を優先させていただきます。
5. 貸出日当日、予約時間に遅れそうな場合は、予約時間になる前に本施設まで電話連絡をしてください。

## ■予約のキャンセル方法

1. キャンセルを希望される場合は本施設までご連絡ください
2. 予約時間から30分が経過した場合、自動キャンセルとさせていただきます。

## ■利用申し込み手続き

1. 申込書に所定事項を記入し、身分証明書と一緒に本施設のスタッフに渡します。  
※身分証明書を確認の上、コピーもしくは番号等を控えさせていただきます。
2. 貸出料金の精算を行います。料金は別途定めた通りとし、原則として前払いで精算するものとします。
3. 本施設のスタッフが、取り扱い方法と加入保険の説明を行います。
4. 必要に応じ、利用者に合わせてフィッティングや調整を行います。
5. 本施設のスタッフと一緒に、整備不良がない事を確認し、レンタル品をお渡しします。

## ■レンタサイクルの返却

1. 利用者は、返却予定時間までに返却してください。
2. レンタサイクルは、貸し出したときと同じ状態で返却してください。  
※異常または故障があった場合は、速やかに本施設までご連絡ください。

## ■貸渡契約の成立

1. 貸渡は、料金を受け取り、利用者にレンタサイクルを渡したときに成立します。
2. 事故盗難その他、本施設の責によらない事由により、利用者が予約したレンタル品を貸し出すことができない場合には、本施設は利用者からの予約への承諾を取り消すことができるものとします。

## ■利用申し込みの無効

本施設は、利用者が貸出期間中に次の各号の一に該当したときは、何らの通知をすることなく利用者からの申し込みを無効とし、直ちにレンタル品の返還を請求することができるものとし、この場合「利用申込手続き」に順じて料金は一切返納いたしません。

1. 本利用規約に反する行為を行ったとき。
2. 利用者の責に帰する事由により事故を起こしたとき。
3. 利用資格に該当しなくなったとき。

## ■貸出期間超過

1. 返却予定時間を過ぎそうな場合は速やかに本施設までご連絡してください。
2. 貸出期間を超過して返却した場合、利用者は超過した機関のレンタル料金を支払うものとします。
3. 返却遅延により次の申込者が使用できない等、第三者に損害を与えた場合は、利用者がその損害を賠償するものとします。
4. 返却予定時間を経過しても、利用者からの連絡がなく返却がない場合は、電話・郵便・メール等で確認させて頂く場合があります  
なお、ご連絡をしない場合であっても、本規約に従い追加料金は発生します。

## ■故障・破損

1. レンタル品について、故障または破損した場合は、直ちに使用を中止し本施設までご連絡してください。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、レンタル品を故障または破損した場合、損害金額を利用者に請求する場合があります。

## ■盗難・紛失

1. レンタル品について、盗難または紛失があった場合は、速やかに本施設まで連絡してください。
2. 利用者の責に帰すべき事由により、レンタル品を盗難または紛失した場合、損害金額を利用者に請求する場合があります。

## ■事故

1. 貸出期間中に事故にあった場合、速やかに本施設まで連絡してください。
2. 必要な場合は、警察に連絡する等、法令で定められた処置を利用者自身でとってください。
3. 利用者の責に帰すべき事由により、本施設または第三者に損害を与えた場合、利用者はこれを賠償するものとします。
4. レンタサイクル利用時の傷害等につきましては、本施設加入の保険適用の補償範囲内で補償いたします。
5. 事故についての示談等が必要な場合は、利用者自らの責任で行っていただきます。本施設は、事故について一切の責任を負いません。
6. 故障によって利用者や第三者に損害が発生したとしても、本施設は一切の責任を負いません。

## ■禁止行為

1. 利用者は、貸出期間中、申込書に記入した使用者以外の方に使用させてはいけません。
2. 無謀な運転、酒気帯び運転、その他交通規則に違反する行為。
3. 危険箇所、不適當な場所または方法での使用。
4. 歩行者等の通行障害となるような行為。
5. レンタル品の構造・装置等の改造および変更。
6. その他、法令諸規則に反する行為。

## ■不可抗力事由による途中終了

貸出期間中、天災等の本施設および利用者のいずれの責にも帰さない不可抗力の事由によりレンタル品が使用不能となった場合には、貸約は終了するものとします。この場合、利用者はその旨を本施設に速やかに連絡するものとし、料金が返還されないことを予め承諾し

## ■信義則

本規約の内容に疑義が生じた場合、または本規約に記載していない事項が生じた場合は、利用者、本施設は誠意をもって協議し、解決に努めるものとします。

## ■合意管轄裁判所

本規約に基づく権利および義務について紛争が生じたときは、本施設を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とすることに合意しま

には  
が  
、

ら。

渡契  
す。

す。